

6 他市町村住所地特例・適用除外状況（年度別・区別）

（平成15年3月31日現在）（単位：人）

年 度 区 名	他市町村 住所地特例者数 1	適用除外者数 2				計
		身体障害者 療護施設	指定国立 療養所等 3	救護施設	労災特別 介護施設	
12	15	22	2	114	4	142
13	44	25	2	110	6	143
14	57	27	3	99	8	137
千種	1	1	0	1	0	2
東	0	0	0	0	0	0
北	4	0	0	0	0	0
西	4	2	1	0	0	3
中村	1	3	0	1	0	4
中	1	1	0	0	0	1
昭和	0	0	0	0	0	0
瑞穂	0	1	0	0	1	2
熱田	0	2	1	0	2	5
中川	6	2	0	1	2	5
港	5	1	0	0	0	1
南	6	0	0	0	0	0
守山	16	3	0	2	2	7
緑	3	2	1	0	0	3
名東	5	2	0	29	0	31
天白	5	7	0	65	1	73

1 他市町村住所地特例者とは、介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）に入所するために他市町村から本市に転入した者であり、転入前市町村の被保険者となる者である。

2 重症心身障害児施設、心身障害者福祉施設協会法第17条第1項第1号に規定する福祉施設、国立及び国立以外のハンセン病療養所も適用除外施設であるが、当該施設に入所中の適用除外者はいない。

3 重症心身障害児（者）病棟または進行性筋萎縮症児（者）病棟に限る。